

「商用 P2P を利用したサービス／ソフトウェアに関するガイドライン」準拠マーク使用規定

「商用 P2P を利用したサービス／ソフトウェアに関するガイドライン」(以下、ガイドライン)に定める内容に照らしてサービス又はソフトウェア(以下、サービス等)の提供者が行う評価に基づき、当該サービス等が「ガイドラインに則ったサービス等である」と判断した場合には、ネットワーク高度利用推進協議会(以下、本協議会)に登録の上、当該サービス等の提供者は当該サービス等について「商用 P2P を利用したサービス／ソフトウェアに関するガイドライン 準拠マーク」(以下、本マーク)を使用することができる。なお、評価、使用にあたっては以下の規定に従うものとする。

1. 対象

本マークを使用する対象は、以下とする。

なお、利用者発信型 P2P サービスについては対象としない。

(ア) 商用 P2P ソフトウェアを用いて提供され、本協議会が策定したガイドラインに則ったサービス

(イ) 1. (ア)のサービス提供基盤となる商用 P2P ソフトウェア

2. 条件

(ア) 登録に係る条件

本マークを使用する者は、本協議会事務局に必要な書類を提出し、サービス等を登録する。

- ① 本マークの使用を登録する者は、本協議会の会員であること
- ② 本マークの使用対象は、法律・規則・公序良俗に反しないサービス等であること
- ③ 本マークの使用者は、協議会・ガイドライン・本マークの信用を失墜させないこと
- ④ 本マークの使用者は、登録に当たって、ガイドラインのすべての対象項目を満たしていること
- ⑤ 本マークの使用者は、本マーク使用開始時に、評価チェックシート(様式 1)及びガイドライン準拠状況を、自らのサービスサイト等で公表すること
- ⑥ 本マークの使用者は、協議会から問い合わせ、修正要請等があった場合には、速やかに対応すること
- ⑦ 本マークの使用者は、協議会から削除要請等が届いた場合又は一部の項目でもガイドラインを満たさなくなった場合には、速やかに本マークの使用を停止し、既に使用した本マークの削除を行うこと

(イ) 本マークの使用に係る条件(別紙参照)

- ① 本マークの対象となるサービス等の名称を、本マークの下辺に明示すること
- ② 本マークの使用に当たっては、対象サービス等との関係が分かりやすいよう、その掲載位置等に留意すること
- ③ 本マークは、視認性及び表示品質が確保された状態であれば、表示サイズは問わない
- ④ 本マークの色調及び縦横比を変更しないこと
- ⑤ 本マークの一部を切り取って使用しないこと
- ⑥ 本マークを他の図案と一体化させて新たな図案としないこと
- ⑦ 本マークを用いて意匠登録・商標登録等を行わないこと
- ⑧ 本マークを使用者以外の他組織へ再譲渡又は再配布しないこと

3. 免責

(ア) 本マークの使用が、本マークの使用によって生じた損害に対して、協議会は一切の責任を負わない

(イ) 本マークの使用が、本マークの使用によって利用者等との間に生じた紛争は、当事者間で適切に処理することとし、協議会は一切の責任を負わない

4. 手続き

本マークの使用に当たって、使用・変更・停止の手続きは以下のとおりとする。

(ア) 使用登録

- ① 使用登録申請者は、評価チェックシート(様式 1)により申請内容について自己評価を行い、申請書(様式 2)その結果を協議会事務局(以下、事務局)に提出する
- ② 4. (ア) ① により提出された内容は、協議会のネットワーク高度利用普及啓発ワーキンググループ(以下、WG)にて、提出された記載について確認を行い登録を行う

- ③ 使用登録の申請者は、事務局からの登録完了通知をもって、使用を開始できる
- ④ 事務局は、登録団体・企業名及び当該評価シートを協議会サイト等に掲載する

(イ) 変更・停止

- ① 使用者は、登録した内容に変更が生じた場合には、申請書(様式 2)を事務局に速やかに提出すること
- ② 使用者は、登録内容が本ガイドラインの対象外となった場合、または本マークの使用を停止する場合には、申請書(様式 2)を事務局に提出すること
- ③ 事務局は、協議会サイトで関連する内容について所要の変更を行う

5. 削除要請

- (ア) 申請・登録内容に疑義が生じた場合には、WG で審査を行い、協議会は必要に応じて当該サービス等でのマークの削除を要請する
- (イ) 5.(ア) の審査の結果、協議会・ガイドライン・本マークの信用を失墜させる恐れがあると判断した場合には、協議会から本マークの削除、使用停止を要請する
- (ウ) 5.(ア)、(イ) の要請に対し、本マーク使用者の対応が十分ではないと WG が判断した場合には、協議会は協議会サイト等で事業者名並びにサービスを登録削除したことを公表する

平成 22 年 3 月 9 日 初版
平成 23 年 12 月 19 日 改定
ネットワーク高度利用推進協議会

商用 P2P ガイドライン準拠マーク 使用条件

マーク本体



※ 登録したソフトウェア・サービス名称をマーク本体と重ならない下辺部分に記載

- ※ 視認性及び表示品質が確保された状態であれば、表示サイズは問わない
- ※ 色調及び縦横比を変更しないこと
- ※ 一部を切り取って使用しないこと
- ※ 他の図案と一体化させて新たな図案としないこと
- ※ 意匠登録・商標登録等を行わないこと
- ※ 使用者以外の他組織へ再譲渡又は再配布しないこと